

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザ発症後、学校へ登校可能になるには、下の2つの条件を両方満たさないとはいけません。

●発症後、5日が経過していること

●解熱後、2日が経過していること

(※幼児の場合、「解熱後3日を経過するまで」です)

- ・発症とは、発熱の症状が現れたことを指します。日数の数え方は、発熱が始まった日は含まず、翌日から1日目と考えます。
- ・解熱した当日は日数に含まず、翌日から1日目と考えます。

※薬が効いて熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらく残っているため注意が必要です。

発症して5日経過しても、解熱して2日が経過していないため登校不可

解熱して2日経過しても、発症後5日が経過していないため、登校不可

	発症日 (0日目)	発症後 1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後2日目に解熱した場合	発症	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校不可	登校可能		
発症後3日目に解熱した場合	発症	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
発症後4日目に解熱した場合	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
発症後5日目に解熱した場合	発症	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能